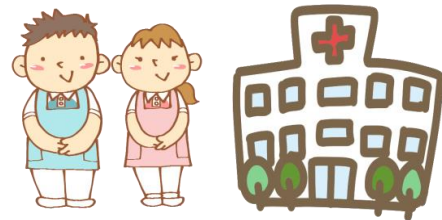


障がい福祉サービス事業所の皆さまへ



利用者さまが入院されたとき…
例えばこんな心配はありませんか？

症状や主訴をうまく伝えることができるだろうか？



医療等の説明が伝わっているだろうか？



そんな時…
利用できるかもしれません。



入院時コミュニケーション支援

詳細は裏面へ➡

◆入院時コミュニケーション支援とは

医療機関に入院する方が、医師や看護師などの医療従事者と意思疎通を図ることに支障が生じる場合、意思疎通を仲介するために支援員を派遣する事業です。

◆どんな人が利用できますか？

吹田市に居住し、障がい福祉サービス等を利用しており、意思疎通が困難で、家族が支援できない方。

◆利用するにはどうしたらいいですか？

本人等が吹田市へ利用する前に申請をする必要があります。

◆利用時に費用はどれくらいかかりますか？

利用料金は無料です。ただし、支援員を派遣する交通費等は必要となる場合があります。

◆支援員とは誰ですか？

意思疎通困難な方が普段利用している障がいサービス事業所の支援員等になります。

◆どんな支援ができますか？

◎ 支援できることの例 ◎

- ・入院時の説明、聞き取りの際の支援
- ・利用者の主訴等を伝える支援
- ・治療・入院計画の説明の際の支援
- ・診察・処置・検査の説明、実施の際の支援
- ・手術前後の説明、処置の際の支援
- ・リハビリの説明、実施の際の支援
- ・退院後の治療・療養の説明の際の支援
- ・医療制度等の相談・説明の際の支援

× 支援できないことの例 ×

- ・食事介助、トイレ介助等の身体介護
- ・院内移動における、支える、車椅子を押すなどの介助
- ・診療報酬の対象となる支援
- ・買い物の代行
- ・緊急手術となった場合の同意
- ・転院の同意
- ・その他本人に代わって意思決定をすること

◆その他ご留意いただきたいこと

- ・普段はコミュニケーションに問題がなくても入院時に支援が必要となった場合には利用できることがあります。
- ・利用可能な時間には制限があります。

◆入院時コミュニケーション支援についてのお問合せは下記まで

・吹田市障がい福祉室 支給決定担当：☎06-6384-1348